

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

株式会社ダイフクビジネスサービス

資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
	円		円
(資 産 の 部)	(1,769,043,555)	(負 債 の 部)	(949,267,265)
流 動 資 産	1,008,241,860	流 動 負 債	498,345,893
現金及び預金	49,989,232	買 掛 金	199,278,648
売 掛 金	342,356,954	リ ー ス 債 務	7,110,180
商 品 及 び 製 品	8,671,918	未 払 金	12,548,279
前 払 費 用	55,476,796	未 払 費 用	88,098,286
繰 延 税 金 資 産	24,821,751	未 払 法 人 税 等	64,826,100
短 期 貸 付 金	523,395,143	未 払 消 費 税 等	11,415,574
未 収 入 金	817,886	前 受 金	60,452,125
そ の 他	7,110,180	預 り 金	467,090
貸 倒 引 当 金	△ 4,398,000	役 員 賞 与 引 当 金	2,994,890
固 定 資 産	760,801,695	そ の 他	51,154,721
有 形 固 定 資 産	340,406,272	固 定 負 債	450,921,372
建 物	59,382,603	リ ー ス 債 務	61,621,560
構 築 物	1,084,749	長 期 未 払 金	60,558,812
車 輛 及 び 運 搬 具	1,978,144	退 職 給 与 引 当 金	541,000
工 具 器 具 備 品	77,960,776	預 り 保 証 金	328,200,000
土 地	200,000,000		
無 形 固 定 資 産	73,929,083	(純 資 産 の 部)	(819,776,290)
ソ フ ト ウ ェ ア	73,929,083	株 主 資 本	819,776,290
投 資 其 他 の 資 産	346,466,340	資 本 金	95,000,000
繰 延 税 金 資 産	221,810	利 益 剰 余 金	724,776,290
敷 金 保 証 金	285,808,000	利 益 準 備 金	4,500,000
そ の 他	60,436,530	其 他 利 益 剰 余 金	720,276,290
		繰 越 利 益 剰 余 金	720,276,290
合 計	1,769,043,555	合 計	1,769,043,555

個別注記表

株式会社ダイフクビジネスサービス

1. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

② 無形固定資産(リース資産を除く) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため法人税法に定める限度額のほか、債権の回収可能性を検討して見積計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は従業員の退職金支払に備えるため会社の規定により計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

① 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による低価法によっておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

また、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数

1,900 株

3. その他の注記

該当事項はありません。